

平成29年(ヨ)第651号 高浜原発3, 4号機運転差止仮処分命令申立事件

債権者 水戸 喜世子

債務者 関西電力株式会社

準備書面 (15)

債務者の主張書面 (4) に対する反論

平成30年1月19日

大阪地方裁判所 第1民事部 御中

債権者代理人 弁護士 井戸 謙一

弁護士 河合 弘之

目次

第1 選択的な法律上の主張	1
第2 北朝鮮の弾道ミサイルの精度について	3
第3 「飽和攻撃」について	4
第4 ミサイル防衛体制について	4
第5 同時多発的故障対策について	6
第6 弾道の威力について	7

第1 選択的な法律上の主張

債権者は、従来の法律上の主張（自衛隊法第82条の3第3項の方が第1項より緊張度が高いという主張）に加え選択的に以下のとおり主張する。

自衛隊法第82条の3第1項の破壊措置命令は弾道ミサイルが我が国に飛来する

(着弾する) おそれがある場合に、個別的に内閣総理大臣の承認を得て防衛大臣が自衛隊の部隊に発する命令である。

しかし、それでは弾道ミサイルの性質上(発射察知の困難性、発射後短時間に日本に着弾など)内閣総理大臣の承認を得るいとまがないうちに着弾による被害が発生することが考えられる。そのような場合に備えて、我が国の方向に(我が国に向けて)弾道ミサイルが飛来するような緊急の場合(その段階では我が国への着弾は不確定。しかし、この段階で迎撃決定をしないと間に合わないという場合)に自衛隊の部隊がただちに(内閣総理大臣の承認、防衛大臣の別途の命令を要することなく)破壊措置ができるように、「あらかじめ」命令を発することができるようにしたのが自衛隊法第82条の3第3項である。

この第3項の要件は、①事態が急変するおそれがあること、②内閣総理大臣の承認を得るいとまがないおそれがあること、③我が国に向けて弾道ミサイル等が飛来する緊急事態となるおそれがあること、④我が国の領域における人命又は財産に対する被害が発生するおそれがあることである。

以上の要件が必要であり、任意に随時に第3項の命令を発令できるわけではない。

そして、債権者が本件仮処分申立において、主張・立証している事実からすれば、上記①～④の要件は全て充足されている。内閣総理大臣も防衛大臣も同じ事実認識である。だからこそ、防衛大臣は第3項の弾道ミサイル破壊措置命令を「あらかじめ」発令しているのである。

なお、債権者は弾道ミサイル破壊措置命令の根拠条文が自衛隊法第82条の3の第1項であること(そして、それが3ヶ月毎の延長となっていること)も選択的に主張するものである。

ちなみに、今般の破壊措置命令の根拠条文が第1項であるか第3項であるかによって本質的な違いがあるわけではない。弾道ミサイル破壊措置命令が発せられていることには変わりはなく、それ(破壊措置命令)によって表象される政府の

危機認識には変わりはないからである。

なお、債権者は弾道ミサイル攻撃を、事態対処法及び国民保護法が対象としていないなどという主張はしていない。事態対処法による武力攻撃事態の認定下においての弾道ミサイル攻撃は当然にあり、その場合は原子力規制委員会が原発の停止などを命令できる。しかし、政府が武力攻撃事態の認定をする前にいきなり弾道ミサイル攻撃を受けることがあり得るので緊張状態（上記①～④の状態）がある場合にはいつでも迎撃できるように、自衛隊法 82 条の 3 によって、弾道ミサイル破壊措置命令制度を創設したのである。

第 2 北朝鮮の弾道ミサイルの精度について

債務者は半数必中界という概念を持ち出して著しく命中率が低いと主張したが、債権者から同じ数式をもって反論されると、「それは疑問がある」「他の資料では云々だ」と主張し始めた。

しかし、秘密に包まれた北朝鮮の弾道ミサイルの精度を正確に知ることは何人といえども不可能であり、北朝鮮からの情報、米、韓、日の当局や研究者からの情報から推測するほかならない。その推測の場合は安全サイドに、より危険を多く見積もる方向にしなければならない。そしてその安全サイドに立った推測に基づき、原発安全対策を立てなければならないのである。債務者は自分に有利な資料を探し出してきて、真偽不明に持ち込み、「だから対策（原発停止）をする必要はない」としようとしている。国を亡ぼす恐れのある超危険な原発を運転する事業者として誠に不適切な態度である。しかも債務者の主張書面（4）の 18 頁下から 4 行目において格納容器等に命中する確率 1.19% を「非常に低い」と評価するなど、凡そ原子力事業者として非常識な主張をしている。危険確率 1.19% は原発としてはただちに止めるべき確率である。

第3 「飽和攻撃」について

債務者は飽和攻撃について、本件原発は反撃拠点ではないから飽和攻撃はされないと主張するが、反撃拠点でなくても一挙多数発攻撃を受ける可能性は強いわけで、債権者が強調しているのはその点である。

債務者がミサイル一発の命中確率を言うので、一挙多数発攻撃の危険性を主張・立証しているのである。しかも債務者の主張によれば、イージス艦は本件原発を含む日本全国をカバーし、PAC3は機動力をもって本件原発を守り、北朝鮮からのミサイルに反撃するというのだから飽和攻撃を受ける危険性は充分存在する。

なお債務者は北朝鮮が飽和攻撃をできることが明らかでないことを主張するが、債権者の従来主張・立証によってそれがあり得ることは立証されている。「明らかである」必要はない。

北朝鮮によるミサイル飽和攻撃があり得ることが主張・立証されているのだから「それはあり得ないこと」を債務者は立証しなければならないが、世の中で最大・最悪の被害（国を亡ぼすかもしれない被害）をもたらす恐れのある原発を運転する事業者の責任である。本件は花火工場や石油備蓄施設の案件とは違うのである。

広島高等裁判所は数万年に1回という極めて稀にしか発生しないカルデラ噴火による火砕流が伊方原発に到達していないことを四国電力が立証できていない（立証責任は電力事業者にある）ことを理由に伊方原発の差止をした。

本件のすべての争点で判断はかくあるべきものなのである。

第4 ミサイル防衛体制について

債務者はイージス艦2・3隻によって日本全域をカバーしていると主張する。しかしそれでは不十分で、撃ち漏らしが充分にありうることはすでに債権者は主張・立証してある。そもそも不十分だからこそ、イージスアショアでそれを補充する必要があるのである。

またPAC3が機動性でカバーすると言うが、発射後の数分でどうやって移動し

で射程距離内にもっていくのか。常識的に判断すればそのようなことは不可能であることは何人も分かることである。

債務者は同書面12頁の「2 債務者の反論」において自衛隊法82条の3の破壊措置命令は武力攻撃事態ではない状態にミサイルが飛来する場合に発せられると言い、「ミサイルが明らかに事故や誤射（過失行為）により飛来する場合や人工衛星の打ち上げ用ロケット・宇宙ステーション等の宇宙構造物又は隕石等が落下（自然現象等）する場合等」を例に挙げている。

しかしこのような場合というのは極めて例外的な場合であり、そのことは乙32号証「日本の防衛法制」の153頁下から10行目に「例外的ではあろうが」とはっきりと記されている。このような例外的な場合を強調するのは誤りである。自衛隊法82条の3は主に「仮想敵国」がいつミサイルを撃ってくるかもしれない状況に備えたものとするのが常識である。そして今の状況はまさに、北朝鮮が我が国に対してミサイルを撃ってくるかもしれないという状況にあると政府が認識しているから破壊措置命令を出しているのである。

乙32号証「日本の防衛法制」158頁には（1）第1項命令を発する具体的な場合とは、次の情報を総合的に分析し、「我が国に弾道ミサイル等が飛来するおそれ」があるとの判断に至った場合である。イ、国際情勢（ある国を中心とした情勢の緊張）ロ、ある国による弾道ミサイル発射に係る示唆 ハ、弾道ミサイル部隊を含む各種部隊の活動などの軍事的動向等 （2）一方、第3項の命令を発する具体的な場合とは、例えば次のような場合が想定されている。イ、弾道ミサイルの発射演習、訓練又は実験を行う場合で、防衛大臣が警戒監視を強化する必要があると判断する場合 ロ、弾道ミサイル発射に係る情報はないが、ある国の国内情勢（例：内乱、崩壊の兆し）等を踏まえ、防衛大臣が警戒監視を強化する必要があると判断する場合 とある。

そのような場合又はそれ以上の場合であると政府が認識しているから破壊措置命令が出ているのである。

債務者はそのような場合でもミサイル攻撃が明日にでもあるかのような切迫性がないから原発差止不要と主張する。しかし債権者はミサイル攻撃の危険がそのように切迫しているから原発を止めろと請求しているのではない。政府がミサイル破壊措置命令を出していることは原発に求められる安全度を害する危険性が今、北朝鮮の弾道ミサイルについて有ることを意味するから本件原発を止めろと言っているのである。北朝鮮によるミサイル攻撃が明日にでもあるように切迫しているなら、政府は武力攻撃事態等を認定し、防衛出動の一環としてミサイル破壊措置を命ずる。債権者はそのような場合のことを言っているのではない。

第5 同時多発的故障対策について

債務者は、新規制基準の重大事故等対策では複数の系統（設備）が同時に故障したことを前提とした安全機能の喪失を想定し、そのような場合に対処する対策を求めており、同時多発故障に対応していないとの債権者の主張（債権者準備書面（13）15頁）は誤りだと主張する（主張書面（4）20頁「第5」）。

しかし、この債務者の主張は、論点をずらすものである。債権者の主張（債権者準備書面（13）15頁）は、新規制基準は設計基準対象施設（深層防護でいう第3層、乙56・117頁）について重要度が特に高い安全機能を有する系統が単一故障の想定しか求めておらず（設置許可基準規則12条2項）、原発の施設・設計自体が同時多発故障に対応していないというものである。なお、単一故障しか想定していないことの問題は、疎甲第133号証「新規制基準の考え方」検討報告書～原子力規制委員会の欺瞞～の「§2 2-8」（80頁以降）のとおりである。

これに対して、債務者は、重大事故等対策（深層防護でいう第4層、乙56・117頁）に論点をずらしている。しかも、重大事故等対策については、債権者の準備書面（13）「第2」の「21」（30頁以降）で述べたとおり、「必ず想定する事故シーケンスグループ」の重畳を想定していない。これでは、1発であっても広範囲に破壊力を及ぼし、複数の箇所を同時損壊を引き起こし得るミサイル攻撃に対応

できない。

以上のとおり,そもそも原発の施設・設計自体が同時多発故障に対応しておらず,さらには重大事故等対策も同時多発故障に対応していない。

第6 弾道の威力について

債務者は債権者の主張・立証が一般論だと非難する。しかし債権者としては一応の主張・立証を尽くしており,逆に債務者は爆弾が格納容器内外,圧力容器内外で破裂しても安全だと主張・立証しなければならない。債権者はミサイルの弾頭が破裂するDVDを用意する。それが格納容器内外,圧力容器内外で破裂しても大丈夫とはいかに債務者でも強弁できないと思われる。

以上